

学校いじめ防止基本方針

◎基本理念

いじめはどの学校においても起こり得る。これによって被害を受けた生徒の、教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、状況においては生命にも係わる重大な事態を引き起こし得る。そこで、本校では、いじめの問題を人権に関わる重大な問題であるとの強い認識を持ち、三綱領の一つ「和敬」の、人を敬い思いやる精神を育むことに全校をあげて取り組み、いじめのない学校づくりをおこなうものである。

◎いじめとは

当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じている場合を意味し、具体的には以下のものが想定される。

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

仲間はずれ、集団による無視をされる

ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（ふざけ半分の軽度のものも含む）

金品を要求される

物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止

- 学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 学級活動や集会などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や、学級・学校全体に醸成する。
- 生徒研修で、はやしたてたり、みて見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレス等に適切に対処できる力を育てる。
- 規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりにつとめる。
- いじめ予防のための教職員研修を行うとともに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 いじめの早期発見

- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持つ。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ。

- 個人面談や家庭訪問の機会を活用して教育相談を行ったり、定期的なアンケート調査を実施することで、生徒がいじめを訴えやすい体制を作る。
- 保健室を利用する生徒の様子に目を配り、様子の違いを感じたら、積極的に声掛けを行う。
- 「熊本市子どもいじめ相談電話」の相談機関を周知徹底する。

3 いじめに対する措置

- いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守り通す。
- いじめた生徒に対しては、その生徒の人格の成長を旨として、生徒が抱える課題や悩みを解決するなど、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 教職員全員の共通理解と、保護者への報告と協力を求めて、事案に応じた関係機関と連携して対応する。

① 事実の確認（生徒からの聴き取り）

「被害者へ」

- ア 被害者の立場に立って、いじめられた生徒の気持ちを大事にする。
(安心して相談出来る場を用意するとともに、「いじめられる側にも問題がある」などの発言は禁句。)
- イ いじめかどうかの判断は聴き取りの場で行わない。
(解決する決意と、守る姿勢を伝える。)

「加害者と思われる生徒に」

- ア 「困っている生徒がいるので協力して欲しい」との姿勢と中立を保ち、説諭を行わない。
- イ 「いじめをしていないのに怒られた」との不満を抱かせないように、十分配慮する。

② 個別の対応が決まったら

※ 推測や伝聞に頼ることなく、情報を集めた後に委員会で審議する。

「被害者の生徒に対して」

- ア 安心して相談できる雰囲気、いじめの解決と守る姿勢を伝える。
- イ カウンセラーとの連携を図る。

「被害者の保護者に対して」(原則として家庭訪問)

- ア 誠意を持って状況を伝え、家庭の協力をお願いする。
- イ 保護者の思いを十分に聞きながら、今後の対応と解決への見通しを伝える。
- ウ 随時、正確な情報と経過報告を行う。

「加害者の生徒に対して」

- ア 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- イ 自らの長所を伸ばすことと、相手の人格や人権を尊重するための行動化に導く。
- ウ 生徒が抱える課題や悩みを一緒に解決していく気持ちを伝える。

「加害者の保護者に対して」

- ア 複数の教職員が直接会って、いじめの事実を正確に伝える。
- イ 今後の指導方針を伝え、家庭の協力をお願いする。
- ウ 自分の子がいじめたという認識を持ってもらい、被害者とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示されるよう助言する。

「周囲の生徒に対して」

ア いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ お互いの人格尊重という観点から、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを伝え、いじめについて考えさせる。

③ 対応の流れ

※ もしいじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

被害者（場合によってはその保護者）への聴き取り



学年主任に情報提供（学年団での共有）



加害者への聴き取り（指導は避ける）



対策委員会で対応を審議（外部専門家への相談）⇔ 学年主任への報告



被害者保護者との面談

加害者保護者との面談

いじめ防止等の対策のための組織

1 名称

「いじめ防止・対策委員会」とする。

2 構成する教職員

校長、事務長、副校長、教頭2、主幹教諭、生徒部長、人権・同和教育主担者、養護教諭、該当者（学級担任・学年主任・部活動指導者）とし、その他必要に応じて関係の深い教職員を追加する。

3 外部専門家として

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや、その他、必要に応じて医師・弁護士など外部専門家の参加を得る。

4 組織の担う役割

- 学校基本方針（理念）に基づく取り組みの具体的計画や、実施などの中核。
- いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と、保護者との連携と対応を組織的に実施するための中核。

※ 委員会は次の項目について審議し、校長の承認を経て、取り組む方法を示す。

ア いじめの把握に関すること

イ いじめの実態分析と対応策

ウ 被害者の保護に関すること

エ 加害者のカウンセリングに関すること

オ いじめ根絶に関する、生徒・職員研修に関すること